

## アンケートのおねがい

日頃より練馬区のまちづくりにご理解・ご協力いただきありがとうございます。

練馬区では、防災性の向上等を目的として、不接道宅地（※1）の課題への対応について、検討を予定しています。取組の参考とするため、地区内に土地・建物をお持ちの方を対象として、ご意見を頂戴しております。

別紙のアンケートによりご意見を頂戴したく存じます。

防災まちづくりニュース12号をご覧の上、ご回答ください。

※1 建築基準法上の道路に接していないため、建替えのできない宅地

### 送付書類一覧

- ・アンケートのおねがい（本用紙）
- ・防災まちづくりアンケート（回答用紙）
- ・防災まちづくりニュース12号
- ・返信用封筒

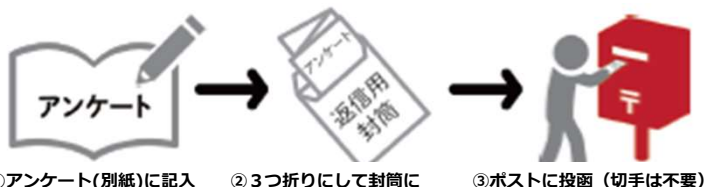
大変お手数おかけしますが、アンケートへのご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### ◆情報の取り扱い

いただいたご回答は、個人情報that特定できないよう、統計的に処理、集計を行います。また、集計した情報は、調査の目的以外で使用することはございません。

#### ◆提出方法

ご記入いただいたアンケート（別紙）は、**令和7年11月10日（月）まで**に同封の返信用封筒（切手不要）にて、ポストにご投函をお願いいたします（消印有効）。



#### 【お問い合わせ先】

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課（本庁舎15階）  
〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号  
電話：03-5984-1303（直通）FAX：03-5984-1225  
E-mail：BOUMACHI@city.nerima.tokyo.jp

# 防災まちづくりアンケート（回答用紙）

練馬区 田柄地区（防災まちづくり推進地区）の土地・建物をお持ちの方へのアンケートです

問1 「防災まちづくり」について伺います。

1 本地区では令和2年度から「防災まちづくり事業」に取り組んでいますがご存じですか？

- 知っている 知らなかった 聞いたことがある

問2 ご所有の物件について伺います

1 ご所有の物件の現在の状況を教えてください。（複数回答可）

- 住んでいる方がいる→問3へ 住んでいる方がいない（空き家）→2へ

2 所有する物件が空き家になった経緯を教えてください。（複数回答可）

- 相続人が決まらないため  
相続により取得したが、別の住居で生活しているため  
引っ越ししたため、現在は住んでいない（施設等への入所含む）  
長期間不在にしている（転勤、セカンドハウス等）  
その他（ ）

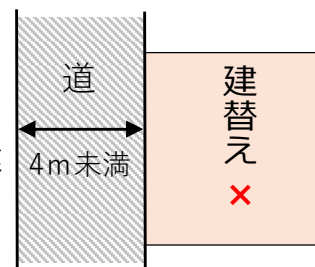
問3 「不接道宅地」について伺います。

（解説）「建築基準法上の道路」と建替え可否について

→建築基準法では、建築するにはその敷地が幅員4m以上の道路に接していることが求められます。

この要件に該当しない道に接する敷地を「不接道宅地」といい、原則建替えや建築ができません。

※田柄地区では、不接道宅地が集中するエリアがあります。



1 建築基準法上の道路に接していないと、原則建替えや建築ができないことをご存じですか？

- 知っている 知らなかった

2 所有する物件が建替え可能かどうかご存じですか？

- 建替え可→4へ 建替え不可→3へ わからない→4へ

裏面へお進みください

